様式第3号(第3条関係)

第　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

法定外公共物占用許可(決定・却下）通知書

　　　　　　　　　　　　　様

粕屋町長　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　年　　　月　　　日付で申請のあった法定外公共物の占用の許可について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 占用の目的 |  | | | | |
| 占用の場所 | 粕屋町 | | | 対象物件 | 認定外道路　・　水路 |
| 占用物件 | 名称 | 規模 | | | 数量 |
|  |  | | |  |
| 占用期間 | 年　　月　　日  から　　年　　月　　日  まで　（　　　　　　間） | 占用物件の構造 |  | | |
| 占用に伴う工事の施工期間 | 年　　月　　日から  　　年　　月　　日まで | 工事実施の方法 |  | | |
| 復旧方法 |  |
| 占用料 | 円 | 左記の占用料を、町長の発行する納入通知書により、指定の期日までに納付すること。 | | | |
| 許可条件 | 法定外公共物を損傷したときは、直ちに町長に通知し、復旧方法の指示を受け、原状に回復すること。  　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 却下の場合  の理由 |  | | | | |

備考　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、粕屋町長を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。